平成２２年（フ）第９４号
大阪府大阪狭山市今熊１丁目1125番地の13
債務者　松尾　祐子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
堺市西区草部1021番地　３棟405号
債務者　春木　賢吉
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
大阪府藤井寺市道明寺５丁目３番23号　フォンタル小坂１－Ａ号室、前住所大阪府藤井寺市道明寺１丁目12番28号
債務者　森田江利子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
堺市堺区向陵中町２丁４番23号　三国ヶ丘駅前ビル607号
債務者　池田　幼子（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
大阪府富田林市寿町３丁目４番２号　10号
債務者　浅田　孝子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
堺市中区福田929番地１　ガトーナふくだＡ－201号、前住所堺市中区福田1403番地18
債務者　宇堂　　貢
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
大阪府河内長野市昭栄町６番２号
債務者　森　美由紀
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
大阪府羽曳野市学園前６丁目154番地の21
債務者　衞藤　進也
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
堺市南区庭代台３丁13番６－308号、前住所堺市南区原山台５丁10番１－208号
債務者　平川　一也
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
堺市西区上野芝向ヶ丘町６丁１番34－304号
債務者　齋藤さなえ
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
堺市北区百舌鳥赤畑町３丁156番地１
債務者　前岡加代美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５９０号
香川県高松市香川町川東上566番地137
債務者　西村　鉄也
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３６号
香川県高松市田村町568番地51
債務者　猪谷　清子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４３号
神奈川県平塚市纏358番地の１　レジデンス湘南102号
債務者　野口　　勉
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４４号
神奈川県平塚市纏358番地の１　レジデンス湘南102号
債務者　野口　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６１号
神奈川県秦野市名古木347番地　小金沢ハイツＡ101号
債務者　大川原登喜夫
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６５号
神奈川県厚木市三田39番地39
債務者　渡邉由美子（旧姓田頭）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部